令和4年度

行政監査結果報告書

歳入歳出外現金監査

日出町監査委員

第1	監	査の概要	•	•	•	•	,	•	•	•	•	•	•	•	,	•	•	•	•	•	•		•	•	1
	1	監査の種別	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	2	監査の内容	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	3	監査の目的	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	4	監査の実施期間			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	5	監査の対象	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	6	監査の方法	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	7	監査の着眼点		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
第2	監	査の結果	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	,	•	•	•	•	•	•		•	•	2
	1	根拠となる法令	に	つ	٧٧	て			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	2
	2	保有額について			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	3	保管の方法につ	٧V	て			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
	4	指摘事項及び意	見	ı		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
第3	綵	括 •••	•	•	•	•		•		•	•	•	•		,	•				•			•	•	۶

第1 監査の概要

1 監査の種別

行政監査(地方自治法第199条第2項の規定による監査)

2 監査の内容

歳入歳出外現金の取扱いについて

3 監査の目的

歳入歳出外現金は町の所有に属しないが、適切に取り扱わなければならないことは歳 計現金と同様である。歳入歳出外現金の取扱いを重点的に監査することによって、財務 事務の適切性の向上に資することを目的とする。

また、昨年度の歳入歳出外現金の監査は、すべての残高との突合は行わず、抽出した 2項目のみの監査であったが、本年度は11月末日時点で突合した。

4 監査の実施期間

令和5年1月20日から令和5年1月30日まで

5 監査の対象

令和4年4月から令和4年11月までの期間の間に歳入歳出外現金を取り扱った実績を有する課局

6 監査の方法

各課局が提出した資料による調査、またその中から調査対象を抽出し、関係職員に説明聴取を実施した。

7 監査の着眼点

今回の監査では、主に次の事項について調査を行った。

- (1) 根拠に基づき正確に金額算定され、適切に収支の事務が行われているか。
- (2) 合理的な理由がなく、長期間滞留しているものはないか。
- (3) 残高、内容、支払相手及び支払時期等が適正に把握、管理されているか。

第2 監査の結果

監査の内容及び結果は、次のとおりである。

1 根拠となる法令について

地方自治法第235条の4第2項により、歳入歳出外現金は法律又は政令の規定によるものでなければ保管することができない。関係する課局が提出した資料により、本町が取り扱う歳入歳出外現金は、法律又は政令の規定によるものか確認した。

【結果】

本町が令和4年4月から令和4年11月までの期間(以下「対象期間」)に取り扱った歳 入歳出外現金の項目、根拠となる法律又は政令の規定は、次の表の左欄及び中欄のとおり である。

また、対象期間に歳入歳出外現金を取り扱った課局は16あり、それぞれの項目を取り扱った課局の数は右欄のとおりである。

項目	根拠となる法律又は政令の規定	課数
源泉徴収所得税	所得税法第183条第1項	12
契約保証金	地方自治法施行令第167条の16第1項	2
指定金融機関保証金	地方自治法令第168条の2第3項	1
住宅敷金	町営住宅の設置及び管理に関する条例第19条	1
町有地賃貸借敷金	土地賃貸借契約書第7条	1
	町有財産賃貸借契約書第6条	
公売保証金	国税徴収法第100条	1
共済組合掛金等	地方公務員等共済組合法第114条第1項	1
社会保険掛金	厚生年金保険法第82条第2項	1
	健康保険法第161条第2項	
	労働保険の保険料の徴収等に関する法律第15条	
	第1項	
住民税	地方税法第41条及び42条	1
交通災害見舞金	地方自治法施行規則第 12 条の 5 第 2 号	1
各種任意保険金	地方自治法施行令第168条の7第1項	1
交通災害共済掛金	地方自治法施行規則第 12 条の 5 第 2 号	1

消防団員退職報奨金	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法						
	律第6条第2項						
消防団員福祉共済見舞金	地方自治法施行令第168条の7第1項	1					
各種保険還付金	地方自治法施行令第168条の7第1項	1					
退職手当金	地方自治法第 204 条第 2 項及び第 3 項	1					
退職手当組合負担金	大分県町村職員退職手当組合規約第 12 条第 1 項及						
	び第2項						
県民手帳売払代金	地方自治法施行令第168条の7第1項	1					
県民税	地方税法第 41 条及び第 42 条	1					
差押受入金	地方税法第 331 条他ほか	1					
配当受入金	国税徴収法第 129 条ほか	1					
電子証明書発行手数料	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構	1					
	の認証業務に関する法律第67条第3項						
広域行政窓口サービス交付手	日出町手数料条例、おおいた広域窓口サービス(証	1					
数料	明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議書						
	第 5 項)						
狂犬病予防注射代金	狂犬病予防法第5条第1項	1					
個人番号カード再交付手数料	行政手続きにおける特定の個人を識別するための	1					
	番号の利用等に関する法律第 18 条の 2						
日本スポーツ振興センター災	独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行第4	1					
害共済給付金	条第1項及び第5項						

昨年度の監査時には、法的根拠のない消防自動車の保険料の超過分が誤って「誤過納付金」として取り扱われていた例が見受けられたが、本年度は、すべての事案が法的根拠に基づいたものであることを確認した。

2 保有額について

関係する課局が提出した資料や職員からの聞き取りにより、令和4年11月末における 歳入歳出外現金の保有額は、根拠となる数値と整合しているか、また、滞留している金額 はないか確認した。

【結果】

600円
,000円
,000円
450 円
500 円
165 円
149 円
,300 円
160 円
900円
400 円
800 円
700 円
200 円
324 円

(1) 源泉所得税

概要…職員等に支払う給与、報酬等から控除した源泉徴収所得税を受け入れ、翌 月10日までに税務署へ支払う

調査結果…概ね適正に処理されていた。

(2) 契約保証金

概要…工事等の請負契約締結において、請負契約上の義務の履行を確保するため 10%以上を納付してもらい、契約を履行した時、または解除した時に返還する。 調査結果…保有額と預託者のリストを突合したところ、保有額のほうが 378,000 円多い不整合が認められた。 遡及し、調査した結果、平成28年度に行われた付帯工事の契約保証金が返還されていない可能性が高いことが判明した。

(3) 指定金融機関保証金

概要…委託先から指定金融機関契約書で規定した額を担保として提供してもらい、 契約解除の際に返還する。【担保:50万円】

調査結果…適正に処理されていた。

(4) 住宅敷金

概要…町営住宅入居者から入居時に敷金を徴収し、退去する際に未納家賃等を控除した額を還付する。

調査結果…昨年度の歳入歳出外現金監査での指摘箇所の中で未処理分が見受けられたが、令和5年2月までには処理をするという回答を得た。

(5) 町有地賃貸借敷金

概要…町有地及び町有財産の賃貸借の際に、貸付先から契約書で規定した額を敷金として徴収し、契約期間が満了し明け渡す際に未納賃借料、その他債務があった場合、敷金から充当し控除した額を返還する。

調査結果…概ね適正に処理されていたが、川崎工業団地建物貸付敷金の内、契約 解除後も保有されたままになっている敷金があることが判明した。

(6) 共済組合掛金等

概要…職員等の給与及び期末勤勉手当から控除された掛金及び負担金を受け入れ、 毎月末までに大分県市町村職員共済組合へ支払う。

調査結果…概ね適正に処理されていたが、会計年度任用職員の退職に伴う届出が遅れたため、対象者退職後に徴収した掛金が残っていることが判明したが、調査後、直ちに本人への返金が行われた。

(7) 社会保険掛金

概要…職員等の給与又は報酬から控除された社会保険料及び事業主負担分の社会 保険料を受け入れ、これらを合算し毎月末までに厚生労働省年金局へ支払う。

調査結果…概ね適正に処理されていたが、等級誤りによる超過徴収された掛金が 判明したが、令和5年2月末までに対象者に返金するという回答を得た。

(8) 住民税

概要…職員等の給与、報酬及び退職手当から控除された住民税を受け入れ、翌月 10日までに該当する市町村に支払う。

調査結果…概ね適正に処理されていた。

(9) 交通災害共済掛金

概要…受付期間 (2/1~3/31) 内で申込の掛け金は、4月に精算し大分県交通災害 共済組合へ支払う。その後は、その都度月締めで翌月に支払う。

【掛金:1人360円(※年額)】

調査結果…概ね適正に処理されていたが、町外転出者の掛金が返金されずに保有

されたままになっていることが判明したため、早急に対象者へ通知するという回答を得た。

(10) 県民手帳売払代金

概要…町が県に代行し手帳を販売し、一定期間集約し大分県へ支払う。ただし、 令和5年度の発行をもって終了するため、残金はすべて県へ支払われなくてはな らない。【1冊:700円】

調査結果…概ね適正に処理されていたが、売上金の一部が県に未納となっていることが判明したが、3月までには県に納入する予定となっているという回答を得た。

(11) 差押受入金

概要…差し押さえた債権を受け入れた後、債権者である本町、大分県、国等に配当を行い、該当税目に充当する。それでもなお残余がある場合は滞納者へ還付する。

調査結果…概ね適正に処理されていた。

(12) 電子証明書発行手数料

概要…電子証明書発行に伴い申請者から徴収した手数料は、毎年4月末頃に前年度分を一括して地方公共団体情報システム機構からの請求に基づき支払う。ただし、機構の締め後に受け入れた手数料は、繰越し翌年分と一緒に支払う。

調査結果…概ね適正に処理されていた。

(13) 広域行政窓口サービス交付手数料

概要…おおいた広域窓口サービスに参加する市町村の窓口であれば、「住民票の写し」、「戸籍謄本・抄本」、「印鑑登録証明書」などの各種証明書の交付を行うことができる。なお、交付に伴い徴収した手数料は、1年分を各自治体へ支払う。

調査結果…概ね適正に処理されていた。

(14) 個人番号カード再交付手数料

概要…マイナンバーカードの再発行には、一部の例外を除き手数料がかかるため、 町は再発行のため申請者から徴収した手数料は、毎年4月末頃に前年度分を一括 して地方公共団体情報システム機構からの請求に基づきへ支払う。ただし、機構 の締め後に受け入れた手数料は、繰越し翌年分と一緒に支払う。【1件:1,000円】 調査結果…概ね適正に処理されていた。

3 保管の方法について

令和4年11月末における歳入歳出外現金の保有額 46,191,324円は、次のような内 訳で保管されていた。

令和4年12月26日監査委員2名及び事務局職員で照合を行ったところ、以下の金額に間違いはなかった。

保管の状態	金額
普通預金	23,125,754 円
定期預金	23,065,570 円
合 計	46,191,324 円

地方自治法施行令第168条の5及び168条の7第3項により、歳計現金と同様に歳 入歳出外現金も、指定金融機関その他の確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有 利な方法によって保管しなければならない。

本町では、ほとんどの項目の歳入歳出外現金を普通預金で保管し、金額の変動の幅が小さいことから指定金融機関保証金 500,000 円、契約保証金から 5,793,730 円、町有地賃貸借敷金 6,771,840 円、住宅敷金から 10,000,000 円を定期預金で保管している。

4 指摘事項及び意見

ア 町有地賃貸借敷金

監査の結果、台帳及び契約書類等は適正に管理されており、現金の管理も適切であった。

しかしながら、既に契約解除されているにも関わらず返還されていない敷金が確認 されたため、早期に当時の契約内容について精査を行い、適正に処理されたい。

また、町に帰属する場合も適正に手続きされたい。

イ 契約保証金

監査の結果、平成28年度に発注し完成した付帯工事において、契約保証金が返金されずに残金としてあることが判明した。早期に当時の契約書等関係書類を調査し、確かに返金されていないかを確認し、適正に処理されたい。

更に、二度とこのような不適切な処理が行われないよう既存の財政システムに加 え、エクセル管理簿等を作成し二重管理によるチェックの強化を図られたい。

第3 総括

昨年に続き2回目の監査となり、各課局から提出のあった調査票については、根拠法令に基づき概ね適正に保管されていることが確認された。歳入歳出外現金は、保管年数が長期間のものと一時的なもので区別されるが、長期間に保管された滞留金は不明金等となるリスクが高く、チェック体制等の内部統制機能の強化が求められる。そのため、歳入歳出外現金の残高確認については、最低でも年1回は確認を行うよう心掛けていただきたい。また、人事異動等による事務引継ぎについては、文書による事務引継ぎではなく、口頭による引継ぎで済ませている所属もあり、歳入歳出外現金の存在を失念させることが懸念される。文書による引継書を作成し、担当職員だけではなく係員並びに管理職も含めた、事務引継ぎに努めていただきたい。更に、取扱い件数が少ないなどの理由により、マニュアルの整備が行われていない所属については、早期にマニュアル整備に取り組まれたい。

冒頭のとおり、歳入歳出外現金は町の所有に属しないが、適切に取り扱わなければならないことは歳計現金と同様であり、その事務の重要性を再認識するとともに、厳正な事務処理に努められるよう要望する。